

平成24年度北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング測定結果

資料4-2
(第26回監視円卓会議)

【周辺地域環境（道・市実施分）】

要素	調査地点	調査項目	単位	調査時期												年平均	頻度	環境基準値等
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
大気	輪西地区 測定局	PCB	pg/m3	-	-												4回/年	・PCB *2 0.0005mg/m3以下 =500,000pg/m3以下 ・ダイオキシン類 0.6pg-TEQ/m3以下 ・ベンゼン 0.003mg/m3以下 =3μg/m3以下 なお、御前水地区測定局 の*4の印が付されたPCB とダイオキシン類の値は 参考値である。
		ダイオキシン類	pg-TEQ/m3	-	-												4回/年	
		ベンゼン	μg/m3	1.2													12回/年	
	御前水地区 測定局	PCB	pg/m3	-	-												4回/年	
		PCB *4	pg/m3	40													通年	
		ダイオキシン類	pg-TEQ/m3	-	-												4回/年	
	白鳥台地区 測定局	PCB	pg/m3	-	-												4回/年	
		ダイオキシン類	pg-TEQ/m3	-	-												4回/年	
	東地区(室蘭 消防本部)	PCB	pg/m3	-	-												4回/年	
		ダイオキシン類	pg-TEQ/m3	-	-												4回/年	
	祝津地区 (室蘭水族館)	PCB	pg/m3	-	-												4回/年	
		ダイオキシン類	pg-TEQ/m3	-	-												4回/年	
水質 (海域)	排水路地先 海域	PCB	pg/l	-	-												2回/年	・PCB 検出されないこと *3 ・ダイオキシン類 1pg-TEQ/l以下
		ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	-												2回/年	
	室蘭海域 ST-4	PCB	pg/l	-	-												2回/年	
		ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	-												2回/年	
底質 (海域)	室蘭海域 ST-4	PCB	pg/g	-	-												1回/年	*5
		ダイオキシン類	pg-TEQ/g	-	-												1回/年	150pg-TEQ/g以下

*1 8月及び2月の下段に記載した二重測定の結果を除く4回の平均値

*2 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCB暫定排出許容限界について(昭和47年12月22日環境庁大気保全局長通知)」に示す値

*3 検出限界値は0.0005mg/l=500,000pg/l

*4 ローボリュームエアサンプラーによる1ヶ月連続サンプリング結果

*5 「底質の暫定除去基準について(昭和50年10月28日環境庁水質保全局長通知)」に示す公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準は10ppm(10,000,000pg/g)以上

【周辺環境（JESCO実施分）】

要素	調査地点	調査項目	単位	調査時期								年平均	頻度	環境基準値等
				4月	5月	6月	8月	10月	11月	12月	2月			
大気	敷地境界 東側南端	PCB	pg/m ³	—									4回/年	・PCB *1 0.0005mg/m ³ =500,000pg/m ³ 以下 ・ダイオキシン類 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 ・ベンゼン 0.003mg/m ³ =3μg/m ³ 以下
		ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	—									4回/年	
		ベンゼン	μg/m ³	—									4回/年	
	処理情報 センター	PCB	pg/m ³	—									4回/年	
		ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	—									4回/年	
		ベンゼン	μg/m ³	—									4回/年	
水質	雨水幹線 排水路合流前 (最終放流口)	PCB	pg/l	930	—								6回/年	検出されないこと *2
		ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.088	—									6回/年
底質	雨水幹線 排水路上流	PCB	pg/g	—	—								1回/年	・PCB *3 ・ダイオキシン類 150pg-TEQ/g以下
		ダイオキシン類	pg-TEQ/g	—	—								1回/年	
	雨水幹線 排水路下流	PCB	pg/g	—	—								1回/年	
		ダイオキシン類	pg-TEQ/g	—	—								1回/年	

*1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCB暫定排出許容限界について（昭和47年12月22日環境庁大気保全局長通知）」に示す値

*2 検出限界値は0.0005mg/l=500,000pg/l

*3 「底質の暫定除去基準について（昭和50年10月28日環境庁水質保全局長通知）」に示す公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準は10ppm(10,000,000pg/g)以上